



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



雷電、弁慶の刀掛岩

2021.11
No.154

第3回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～12
議会日誌	P 14

第3回 定例会 報告

令和3年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月3日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。

6日には決算特別委員会において決算審査を行い、13日に再開し、6名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、9月17日閉会しました。

審議した案件

令和3年度各会計補正予算5件、条例設定・改正2件及びその他1件は原案可決、報告1件は承認議決、認定9件は認定議決、人事2件は同意議決となりました。

《予算》

○令和3年度一般会計補正予算
財政調整基金積立金1億7千万円及び公
共用施設維持修繕・維持補修基金積立金
7千5百万円などについて追加補正しまし
た。

○令和3年度国民健康保険特別会計補正予
算
特定健康診査等道費負担金超過交付返納
金4千円を追加補正しました。

○令和3年度介護保険特別会計補正予算
保険事業勘定の介護給付費国庫負担金超

過交付返納金千百29万4千円など及び介護サービス事業勘定の会計年度任用職員給料百13万3千円などについて追加補正しました。

○令和3年度水道事業会計補正予算
職員給与費4百76万4千円を追加補正し
ました。

○令和3年度下水道事業会計補正予算
職員給与費6百11万4千円を追加補正し
ました。

《報告》

○専決処分した事件の承認
新型コロナウイルスワクチン接種事業の
実施に伴い、令和3年度一般会計補正予算
の専決処分について、承認しました。

《条例設定・改正》

○岩内町過疎地域の持続的発展の支援に関
する特別措置法の適用に伴う固定資産税
の課税免除に関する条例設定
過疎地域の持続的発展の支援に関する特
別措置法の施行に伴い、新たに固定資産税
の課税免除に関する条例を設定しました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例設
定
岩内町議会会議規則の一部改正に伴い、
所要の改正をしました。

《その他》

○岩内町過疎地域持続的発展市町村計画の
策定
過疎地域の持続的発展の支援に関する特
別措置法の規定に基づき、岩内町過疎地域
持続的発展市町村計画を策定することを決
めました。

《認定》

○令和2年度一般会計歳入歳出決算認定

○令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定

○令和2年度臨海部土地造成事業特別会計
歳入歳出決算認定

○令和2年度公共用地先行取得事業特別会
計歳入歳出決算認定

○令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決
算認定

○令和2年度深層水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定

○令和2年度水道事業会計決算認定

○令和2年度下水道事業会計決算認定

教育委員会委員に 井吉 筒田 清 美 氏 決まる！ 監査委員に 井吉 筒田 清 美 氏

令和2年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

○教育委員会委員の任命同意
井筒清美氏の任命に同意しました。

○監査委員の選任同意
吉田 勲氏の選任に同意しました。

審議した意見書

意見書3件は原案可決となりました。

○コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書

○国土強靱化に資する社会資本整備等に関する
意見書

○豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する
意見書

意見書は、関係機関に送付しました。
意見書の内容は、13・14ページをご覧ください。

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第3回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ										新政クラブ		公明党	日本共産党	市民自治を考える会	
		佐藤和嘉	栗林英之	村田文明	永井明	三浦富彦	池田光行	本間勝美	中家正希	志賀昇	下田陽一	金沢志津夫	谷口雅史	奈良初枝	大田勤	佐藤英行	
令和3年度一般会計補正予算（第5号）	原案可決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	×
令和2年度一般会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度水道事業会計決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○
令和2年度下水道事業会計決算認定	認定議決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	×	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

一般質問

9月13日～15日 6名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

谷口雅史議員

町営住宅

環境整備について

■質問■

東宮園団地は建て替え後32年以上になる。高齢化が目立ち、特に4階・3階の方々の階段の上り下りが大変と多くのご意見をいただいている。

1. 町営住宅等長寿命化計画での東宮園団地の改修計画は。

2. 東宮園団地の用途廃止時期は。

3. 東宮園団地やほかの町営住宅のユニバーサルデザインは。

4. 道営・札幌市営など、公営住宅等の外付けエレベーターの町長の所見は。

5. 国の交付金や補助

金を活用して東宮園団地の外付けエレベーター設置工事はできないのか。

6. 現在の町営住宅の住み替え状況は。

7. 今後の町営住宅の建て替え・用途廃止の計画予定は。

■町長■

1. 給排水管やガス管等の配管改修や浴室改善などを令和4年度から13年度にかけて実施する予定。

2. 耐用年限の令和41年度までは、用途廃止の予定はない。

3. 東宮園団地、相生1・2号棟、野東1号棟は、構造上の問題などか

ら、費用対効果等の課題が多い。

栄・大浜・東山団地は、バリアフリーに配慮されている。栄・大浜団地は、建設当時のユニバーサルデザインの指針にも配慮されているが、社会情勢の変化等から見直された指針にも配慮しながら計画的に進めていく。

4. 改修の実績はあるが、費用対効果の面での課題等があると理解している。

5. 交付金を活用して整備することが考えられるが、建物構造上や、費用対効果の面から実現の可能性は低い。

6. 南栄・高台・西相生・東相生団地の住み替



えを実施中。令和4年度で、宮園・野東団地を除き、簡易耐火構造の住替事業を完了する見込みである。

7. 宮園・野東団地は、

用途廃止もしくは建替を行う。その他の簡易耐火構造の団地は用途廃止とし、今後の計画の見直しの中で改めて計画を設定する。

旧施設の建物・団地跡地の今後の用途と除雪作業車両について

■質問■

町勤労青少年ホーム・旧島野小学校には物品が格納されている。除雪作業車両は野ざらしで、塩害による劣化が懸念される。団地跡地は雑草だらけである。

1. 旧公有施設、町勤労青少年ホーム・旧島野小学校の建物はいつまで利用するのか。

2. 両施設は火災保険に加入しているのか。

3. 野ざらしの除雪作業車両はどうするのか。

4. 公共物品の格納や公文書保存のため、倉庫的な建物建設予定は。

5. 団地跡地の適正な管理のため、除草はいつやるのか。

6. 跡地を売却するにも、安価で、早期建設案件等が必須と思うが、考えは。

7. 車両系建設機械が入れない団地跡地を、町民に健康増進も兼ねたふれあい農園として無料貸出する思いはあるか。

町長

1. 4. 物品等の収納場所等で活用され、いずれも老朽化が著しいが、町の財政事情に鑑みても保管施設を新たに建設することは難しい。

町学校施設整備会議の既存校活用部会における議論も踏まえた中で、両施設の処分や保管場所の今後の方針を決定している。

2. 用途廃止後も建物災害共済保険に加入している。

3. 潮風の影響が比較的少ない建物の南側に配置替えを行うなど、塩害による車両の劣化を軽減する保管に努める一方、車両保管庫などの施設整備について継続して検討する。

5. 現地の確認回数を増やしながら、除草が必要な箇所を選定を随時行っていくとともに、町職員に作業講習を受講させるなど、計画的な作業日程と必要な人員を確保しながら可能な範囲で除草作業を実施し、適切な維持管理に努める。

6. 売却価格は、適正な対価であることが求められるが、町の利益に資する場合、時価を下回る価格設定の検討は必要。事業者の場合、制限等を付した一般競争入札による売却も可能としている。

7. 平成12年度から28年度まで、健康農園『陽だまり』の名称で貸出を実施したが、廃止した当時の状況と大きく変わりがなく、現状では実施の予定はない。



中家正希議員

町政執行状況について

質問

総括の意味で令和2年度の町政執行方針にある項目に沿っていくつか質問する。

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進状況と課題、今後の計画は。

2. 岩内協会病院の医師確保の取組の成果と課題、今後の計画は。

3. 障がい者（児）福祉対策の具体的な内容と成果、今後の計画は。

4. 観光振興対策に関し、道の駅及びその周辺の整備の方向性の具体的な検討結果は。

5. 商工労働対策及び企業誘致の推進の具体的な内容と成果、今後の計画は。

な内容と成果、今後の計画は。

6. 後志自動車道の黒松内までの早期事業化などの実現に向けた取組の成果と課題、今後の計画は。

7. 道路網の整備に関し、町道の舗装補修、排水施設の改修工事の実施状況と課題、今後の計画は。

8. 普通河川の維持管理の具体的な内容と成果、今後の計画は。

町長

1. 医療と介護の連携を図りながら、高齢者への自立支援や、心身機能の強化に向けた重度化防止、認知症施策などの取

3. 障害福祉サービス、地域生活支援事業、



障害児通所支援サービスを実施。また、岩宇地区相談支援センターを設置し、援助を行ってきた。支援制度の周知や相談体制の充実などにより、サービスの提供に努める。

4. 総合的なバランスに優れた道の駅再生に取り組み必要性を確認し、町総合振興計画に反映した。

5. 中小企業の設備投資等に対する支援などの地場産業活性化と、トップセールスによる企業誘致活動を行ってきた。今後も産業の創出や、積極的な誘致活動を強化していく。

6. これまでの要望活動により、後志自動車道倶知安・余市道路の「共和く余市間」「倶知安く和く余市間」「倶知安く共和間」が事業化・着工され、今年度は、「蘭越く倶知安間」の「計画段階評価」着手が決定された。今後も、各期成会にお

いて効果的な要望活動がなされるよう努める。

側溝の表面の摩耗等が課題で、交付金等を活用し、工事を進める。

全化の取組に逆行する可能性について。

回の財政調整基金や学校整備基金への積立金2億2千万円も、各種取組の成果の一つと捉えている。

7. 道路は凍上の影響、置換厚や強度等を考慮し、補修工事を行っているが、舗装の一斉の更新時期や、占用工事等の掘削により道路施設の劣化を早めるなど、環境は厳しい現状にある。排水施設は計画に基づき対策を実施し、冠水被害の軽減に努めている。旧式の

8. 運上屋川とポン岩内川は、新設された地方債を活用して、概ね必要とされる全域で浚渫工事を終えた。権太川等では、水衝部対策、経年劣化対策等も実施した。今後も安全安心な河川環境を構築できるよう努める。

1. 令和2年度決算の実質収支は、約2億4千6百80万円の赤字。しかし、新保育所建設や中学校整備など課題は山積しており、計画的な財源確保と施策の優先順位付けを実行し持続可能な財政運営に努める。

4. 5. 実質公債費比率や将来負担比率は、庁舎建設などの大型事業に係る起債の一部償還終了等により基準内で推移すると見込まれ、町財政への大きな影響は生じない。

町の財政運営について

■質問

歳入と歳出のバランスのとれた健全な財政は、「健やかな町づくり」として必要不可欠であり、町の持続的発展にも大きく影響すると思われる。

1. 現在の町の財政状況及び今後の見通しは。

2. 執行方針に記されている「人口規模に見合った財政運営への転換が急務である」とは具体的に

どのようなことが、数字も示して説明願う。

3. 財政健全化の取組状況と成果は。

4. 事業費が50億円と想定される義務教育学校を設置した場合の財政状況について、設置後10年間の見通しを健全化比率の数値と併せて説明願う。

5. 4の義務教育学校を設置することが財政健全化の取組に逆行する

可能性がある

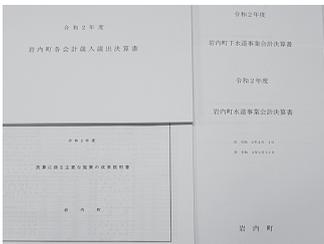
について

■町長

2. 歳入総額に見合った歳出予算規模の確立という課題があり、経常収支比率も90%台で推移し続けているため、健全な財政運営への転換は急務である。

課題は単年度収支の均衡を図ることである。大型事業の実施による、財政指標の一時的な上昇は避けられないが、具体的な事業期間や事業費総額の精査を進め、住民サービスに影響が及ばないよう、財源確保の裏付けと計画的な事業遂行に努める。

3. 財政健全化法に基づく4指標は、いずれも基準を下回っている。課題解決のため、その時々々の財政状況に応じて随時方策を講じており、今



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

池田 光 行 議員

成年年齢引き下げによる 新成人への影響について



■質問■
今般、民法が改正され、令和4年4月1日時点で18歳・19歳の方は同日に新成人となる。

町民への対策は。また、対処相談窓口などは。関連して、小中学生のスマートフォンによる消費者被害の対策は。

1. 成人式は、多くの自治体で「成人の日」前後に開催し、20歳を対象にしている。成年年齢が18歳になれば、対象は変わるのか。その場合は高校3年生の受験シーズンにあたる。来年度以降、どのように考えているのか。

2. 未成年の商取引は「未成年者取消権」で保護され、被害を抑止しているが、クーリングオフや消費者契約法など消費者トラブルにならないための基礎知識の授業など、18歳から成人となる

■町長■
2. 町内小中学校では、スマートフォンゲームの課金トラブル事例などの学習や、「困ったことがあつたら家族や先生に相談する」などの指導と家庭への協力を行っている。

また、岩内高校では、悪質商法や詐欺の啓発資料の配付、講演会の開催など、消費者の権利や責任について考察させる学習を行っているとのこと。
町としては、若年者を含む全ての消費者被害防止を徹底する観点から、



消費者の特性に応じた対策を講じ、関係機関の更なる連携協力のもと、消費者教育の充実、見守り対策の強化、啓発活動を推進し、若年者が一人ですら悩みや問題を抱え込まず、速やかに相談できる環境整備の充実に努める。

■教育長■
1. 従来開催の場合、名称変更などを行い開催するなど検討が必要であり、他自治体の動向も注視し、令和4年度以降の成人式のあり方や開催時期を検討する。

岩内町における マイナンバーカードの 状況について

■質問■
マイナンバー制度は、住民の負担軽減を図り、行政の効率的な情報管理や迅速な処理、運営の効率化が目的であり、これらの恩恵を受けるためには、マイナンバーカードの普及が重要である。

による情報の漏えいなどへの安全対策は。

■町長■
1. 8月1日現在の交付枚数は4,075枚、交付率は道内33位の34%。
町職員の取得率は3月末時点で35.4%で、全道市町村平均を2.4ポイント上回っている。

4. 紛失時は、速やかにコールセンターに連絡し機能停止の手続きを行う。
顔写真や暗証番号による本人確認セキュリティ、複数回の誤りがかかる暗証番号ロック、電子的にICチップを調べると情報が破壊されることなどで、盗難時の不正利用は非常に困難なもの。

1. 町の交付枚数と他自治体と比較しての状況は。町職員への交付状況は。

2. 「顔写真付きの公的な本人確認書類」であり、電子証明書で各種行政サービスに活用できることが利点。
国提供サービスとして「所得税確定申告」「健康保険証利用」（現在試行中）、自治体独自では、住民票などの「コンビニ交付」があり、町内店舗数の多さから有用性は高いが多額のコストが必要となり、導入手法や財源確保等の検討中。

2. 所持する利点と現在受けられるサービスは。来年度以降どのようなサービスを計画し、実行するのか。

特定個人情報取扱いには、厳格な保護措置や漏えい防止、罰則規定など法的に強い対策があるほか、町独自で研修を実施するなど情報漏えい対策を講じている。

3. マイナポータルによるサービスは具体的にどのようなものか。

4. 紛失、盗難での不正使用、管理運営従事者

金 沢 志津夫 議員

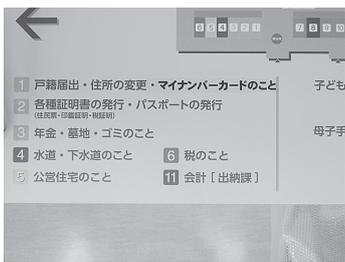
■再質問
1. マイナンバーカードの更なる町民への普及の具体策は。

2. 職員への普及について、業務命令による取得を考えては。

■町長

1. 申請補助端末の導入や企業等一括申請受付サービスなどの実施により、今後も町民理解を深め、交付率向上に継続して努める。

2. マイナンバーカードの取得義務は課されていないが、各種行政サービスの推進として必要であり、総務省からの通知もあるため、職員へ取得勧奨していく。



「非核・平和の町宣言」に ふさわしい町の対応を

■質問

岩内町議会は、昭和61年3月20日に「非核・平和の町宣言」を決議し、町内外に核兵器廃絶と平和への誓いを宣言。町内2か所に三角柱の看板を設置して35年が経過した。

1. 町は「非核・平和の町宣言」をどのように認識し、核兵器の脅威、平和の尊さを町民に知らしめ、さらに自治体として国に「核兵器禁止条約」の署名・批准を求める行動を起こすべきと思うが、その考えを伺う。

2. 35年前に設置された2本の三角柱は今もなお、町の姿勢が問われるが、今後、看板を設置する予定について伺う。

■町長

1. 宣言は、平和こそ住民生活の基本であるとの理念のもとに、非核3原則が完全に実施されることを願い、あらゆる国の核兵器の廃絶を求め、平和と安全、人類の幸福に寄与すべく町議会において決議されたものであり、町としても、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現は、町民の総意であると認識している。

核兵器のない平和な世界を実現することを目的に設立された「平和首長会議」に本町も加盟しており、この会議において、内閣総理大臣に対し、核兵器禁止条約の締約国となるよう要請する旨の文書を提出している。

2. 新たな看板を設置



する予定はないが、役場

不法投棄と

清掃センターの対応は

庁舎正面玄関に設置している電光掲示板にて核兵器廃絶宣言の町について表示しており、今後も、ホームページなどを活用し、平和首長会議による核兵器廃絶や世界恒久平和の実現に関する取組などについて、周知するよう努める。

■質問

1. これまでの不法投棄の取組と改善策について伺う。

2. 岩内地方清掃センターの受け入れで、搬入拒否する事由や住民への周知はどうなっているのか。臨時の仮置き場での対応出来ないのか。

1. 防災行政無線等での啓発活動、清掃活動、看板設置、監視パトロール活動、投棄者への撤去指導など、未然防止・早期発見・早期対応に努め

にし、不法投棄防止の推進に努める。

2. 清掃センターでは、毎月1回、破砕選別施設の定期点検日を「燃やせないごみ」の受入れができない日と設定し、加えて、リサイクル法対象品や処理が困難な事業系ごみなどは、受け入れができない品目となっている。こうした内容は、広報紙の「まちのカレンダー」や「分別ガイドブック」などで周知に努めており、清掃センターでも衛生組合のホームページや搬入窓口に掲示するなど、周知しているとのこと。

また、臨時の仮置場での対応については施設内での場所の確保が困難であることや、じん芥車や一般車両の安全安心な導線に支障をきたすため、定期点検日における受け入れを停止しているとのこと。



安心・安全な

町道の除排雪を

■質問■

1. 宮園地区にある岩内宮園東通りは冬期間、度々猛吹雪により吹き溜まりが発生し、交通障害や事故が多発し、警察が出動するなど、命にも関わる町内でも有数の危険地域である。住民からは安全対策を望む要望が出されており、冬期間の吹き溜まり対策をどう講ずるのか伺う。
2. 岩内幌似街道も吹き溜まり路線で、宮園シベリヤ団地内の除雪は舗装された中心路線しか行われておらず、左車道部分分が町の除雪計画に組み込まれていないが、関係部署と十分協議し、適切に対応出来ないのか伺う。

設置が有効であると判断し、現地の風況等を考慮して、当該路線の屈曲部に防雪柵を試験的に設置したところ、一定程度の効果が見られた。前後の残区間についても、引き続き検討を進める。

2. 団地建築当初、団地に付属する緑地帯として整備したもので、敷地内通路の除雪と同様、原則、入居者の対応となるが、空き住戸からの落雪などの生活に支障をきたす状況や災害級の降雪時には、緊急的な措置として町職員による除雪や除雪車両での除排雪を行っている。

今後も、緊急度合いなど必要に応じた対応と、福祉的な支援も含めた庁内連携を図りながら、入居者の事情に配慮した対応に努める。

■町長■

1. 道路の視認性を確保するため、視程改善、視線誘導効果の高い柵の

大田 勤 議員

基本水量は5トン・

基本料金を見直し、逓増型従量料金で

納得のいく水道料金に

■質問■

1. 今後の漏水対策は。
2. 不納欠損となる世帯への収納対策は。
3. 不納欠損世帯の実態調査から見えるものは。
4. 逓減型従量料金制の「業務用」「団体用」「工業用」各事業者が単一従量料金制に移行した場合、年間の給水増収額は。
5. 大口使用者からの料金減収分を月10t以下世帯、月5t以下老人世帯がカバーするのは不公平。負担の軽減こそ必要では。
6. 高齢化率が33.8%、給水戸数の56.8%

が基本水量以下、全体の29.4%が5t以下。水道施設の維持管理を賄うにしても10tの基本水量は見直しが必要では。

7. 基本水量5tなど逓増型従量料金制にすれば月5t以下の世帯は水量・料金に不公平感が無くなり、5t以上利用者は逓増型従量料金で納得のいく料金体系になるのではないのか。

8. 国の財政措置の拡充、町の財政支援とは。

■町長■

1. 計画的に実施してきたが、昨年度より、漏水調査を円山・雷電地区を除く町内全域を対象に実施し、有収率の向上につながる見込みであるた



5. 料金体系については、負担の公平性や水利の合理性、事業経営の継続性に加え、現在の地域経済の状況なども踏まえ、上下水道料金等審議会で審議されている。

6. 7. 基本水量は、現在の生活実態なども踏まえ、審議会で審議されており、基本料金も、使用水量が多い方、少ない方、両方の公平性を確保する中で審議されている。

8. 日本水道協会などを通じて、生活基盤施設耐震化等交付金などの交付率の引き上げや事業範囲の拡充を国に要望している。町からの水道事業への財政支援は、公営企業繰出基準による国からの財政措置などを確実に受けていく中で適宜検討していく。

3. 「居所不明」が半数以上を占めており、未納発生段階での早期の適切な対応が重要だと考える。

4. 令和元年11月から2年10月までの1年間で、逓減型従量料金制の適用による影響額の累計は、業務用が約2億89万円、団体用が約84万円、工業用が約百万円。



生理の貧困が社会問題に岩内町での取り組みは

公共施設・小・中学校の

トイレに生理用品の常設を

■質問■

1. 町の「地域女性活躍推進交付金」対象事業の取組や計画は。

2. 支援が必要な対象女性の把握、人数・状況確認は。

3. 交付金の活用など検討したのか。

4. 交付金の活用で町の公共施設などのトイレに生理用品の設置ができるのでは。

人目を気にせず生理用品が児童・生徒の手にわたることが必要。

5. 各学校への生理の貧困問題の通知・周知は。

6. 小中学校の児童生徒への対応は。配布はどの程度。

ており、これまでに生理の貧困に関する相談や要望が直接寄せられたことはない。

7. 保健室の生理用品の返却を求めないとの通知だが、学校で借りた物は返すようにとの指導では通知の不徹底では。

8. 現場への周知徹底の方法は。

9. 各小中学校のトイレの個室に生理用品を設置して組織的にきめ細かな対応が必要だが、町教委の対応は。

10. 防災用備蓄の活用等、方法があるのでは。

■町長■

1. 3. 対象事業となる取組や計画がないため、交付金の活用には至らなかった。

2. 人数等の調査は行っていないが、相談業務等の中で状況確認を行う

■教育長■

5. 8. 各小中学校へ周知し、NPO法人等から依頼があった場合は協力するよう指示している。

4. 公共施設等への設置は、交付金の対象外であるため活用は難しいが、各公共施設の管理者と調整し、全庁的な取組の検討も必要となつていくと考えている。

10. 生理用品を防災備蓄品としていないため対応できなかった。今後は、不安を抱える女性たちに寄り添った、きめ細かな支援に努める。

9. 現時点では従来どおり対応するが、今後は全庁的な検討も必要になると考える。

施設一体型小中一貫校推進と

小学高学年・教科担任制導入は

教員の負担増と学級崩壊に

■質問■

1. 先進地視察の長野県・北海道はどこへ。

2. 学校生徒数・クラス数・学校施設形態は。5〜6年生は教科担任制

の小中一貫校を視察か。

6. 生理用品が必要となった場合は、養護教諭から保健室で渡している。

7. 通知のとおり、経済的な理由で用意ができない場合などには返却を求めない。

9. 現時点では従来どおり対応するが、今後は全庁的な検討も必要になると考える。

10. 生理用品を防災備蓄品としていないため対応できなかった。今後は、不安を抱える女性たちに寄り添った、きめ細かな支援に努める。

9. 先進地視察は教科担任制に係る問題意識を持ち見てきたか。

10. 教科担任制導入は教員の仕事量も増。負担の軽減にはならない。取り入れるべきではないか。

11. 担任が心のよりどころにならず学級が居場所にならない。施設一体型小中一貫校建設推進はやめるべき。

■教育長■

1. 2. 3. 信濃小学校で、471名、24学級、施設一体型義務教育学校、全教科で教科担任制。視察は町長、教育長、担当係長。白糠町立庶路学園で、153名、15学級、施設一体型義務教育学校、算数・理科・英語・音楽・体育で教科担任制。視察は教育長、教育部長、担当課長、検討委員6名。

4. 施設一体型が7校、施設隣接型が1校。

5. 今後、先進的・特徴的な学校視察などを検討。

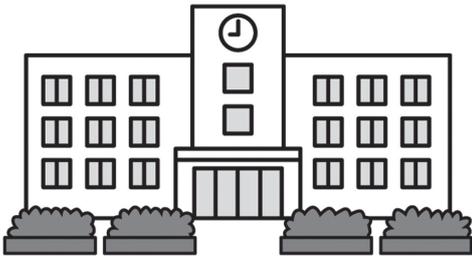
6. 学習規律等の統一的な取組などの検討を進めている。

7. メリットは学習内容の定着に効果がある等。デメリットは習熟度をどのように把握するか等。習熟度別学習は効果的な方法と考える。

8. 9. 10. メリットは質の高い授業等。デメ

リットは担任が子どもの実態を把握する時間等。先進地では課題解決に向けて対策を共有し解消している。教科担任制は、子どもたちの育成等の効果が期待されることから、充実に図りたい。

11. 充実した教育活動や生徒指導を展開できるため、施設一体型義務教育学校導入の取組は進めていく。



佐藤 英 行 議員

岩内町地域おこし協力隊の 地域農業支援員が担い手として 定住するための支援は

■質問■

本年3月議会で町地域おこし協力隊として地域農業支援員を募集し、地域ブランド産品開発支援事業でホップ、ホワイトアスパラガス、酒米の栽培を計画とある。

1. 町の農地面積は。栽培作物とその面積は。遊休農地の面積は。専業農家、第1種兼業農家及び第2種兼業農家の戸数は。後継者の有無は。
2. 二次・三次産業へと発展させるためには、どのように一定規模の栽培面積を確保するのか。
3. 3年の任期終了後、地域農業の担い手となるための支援は。

■町長■

1. 農地面積は348ha。令和3年産で主な作物と面積は、水稲86.7ha、牧草42.4ha、麦11.9ha。遊休農地面積は1.23ha。2015農林業センサスでの農家戸数の内訳で、専業農家35戸、第1種兼業農家3戸、第2種兼業農家4戸。後継者がいる農家は3戸。

2. 数年の試験栽培を経て農業経営に必要な基礎的要件が明らかになり、本格栽培への可能性の評価につながるため、この評価時に、経営規模に見合う必要な栽培面積の想定ができるものとする。

3. 農業者の協力による様々な農業体験を積む



中で、任期終了後にはこの地で地域農業の担い手になれるよう、農業者等と連携した支援をする。

■再質問■

農地の荒廃が危惧され、後継者が3名という現実から担い手の育成は急務である。栽培成果や、販路の問題もあるが、任期は3年。もう少し踏み込んだ具体的な支援を考えると。

■町長■

任期終了後の作付作物は、地域産品にとらわれず、活動計画に沿い、関係機関と連携し支援をする。



町営住宅跡地の 安全、衛生、美観の保持を

■質問■

用途が終わったからといって、跡地の安全、衛生、美観を考慮しなくともいいということにはならない。

■町長■

1. 4月1日現在、みどりヶ丘・東相生・相生・東宮園・島野B団地で、合計54棟。

1. 住み替えを終わって居住していない町営住宅の場所と棟数は。

2. 除却後跡地になっている場所とその面積は。

3. 跡地利用が決まっているところは。またその使用内容は。今後の跡地利用は。

4. 住環境を考え、年に数度草刈りなどは実施しているのか。

5. 今後の有効活用や売却等を考えた場合、跡地に「岩内町有地」の看板を立てたらどうか。

4. 跡地の管理については、定期的な見回りによる現状確認を行い、草刈り等による対応をして

いるが、完全に管理することは、人的にも時間的にも難しい実情がある。

今後は現地確認の頻度も増やしながら、除草が必要な箇所の選定を随時行っていくとともに、全庁のかつ計画的な作業日程と必要な人員を確保しながら、可能な範囲で除草作業を実施したい。

5. 町では、一般競争入札による売却を行い、広報紙やホームページへの掲載、看板設置など、広く入札参加を呼びかけてきたが、今後は、空き地が町有地である旨の表示など、周知方法をより一層充実させていく。

■再質問

必要な箇所を選定し、作業日程と必要な人員を確保しながら可能な範囲で除草作業を実施とあるが、年内に草刈り作業を実施するということが、どここの部署が責任をもって作業をするのか。

町有地であることを認識できる看板の設置を考

えるべきでは。

■町長

9月中に可能な範囲で除草作業を実施する予定。普通財産は企画財政課が、行政財産は各所管が中心となり作業する。

岩内高校に美術に

特化した学科創設を

■質問

近隣町村の中学卒業生数が高校配置に影響し、また、管外へ進学する生徒も増えている。

1. 過去3年間の岩内地域中学卒業生数と岩内高校の定員数と入学者数は。岩内高校へ進学した比率は。

2. 岩内高校の学年、科ごとの定員と生徒数は。

3. 今後3年間の高校配置計画の岩内地域中学卒業者の人数は。

4. その後4年間の岩

町有地は郊外にも多数存在し、全てに看板を設置することは現実的ではない。売却等の処分方針が決定したのから優先的に看板等を設置していく。

宇地域中学卒業生数の見通しは。

岩内絵画教室は平成26年より始まり、延べ1,015人が参加。木田次郎美術館で各種展覧会が実施され、美術が盛んな町である。村立北海道おといねっぶ美術工芸高校などが美術科を有している。

5. 入学生減を見越して、美術に特化した科の創設を道教委に要請、進言してはどうか。

■教育長

1. 卒業生数は、平成30年度171名、令和元

年度141名、2年度143名。募集定員数は、普通科120名、商業科40名で、過去3年変わらず。入学者数は、30年度85名、元年度79名、2年度77名。岩内地域中学卒業者が入学した比率は、30年度57.3%、元年度58.2%、2年度59.4%。

2. 1年普通科80名に対し77名、商業科40名に対し8名、2年普通科80名に対し78名、商業科40名に対し2名、3年普通科120名に対し85名、商業科40名に対し13名。

3. 令和3年度141名、4年度139名、5年度145名。

4. 令和7年度が現在より多くなるが、その他は減少傾向となる見通し。

5. 魅力ある学校となるよう岩内高校や関係機関と連携を深め、美術に特化した科については可能性を含め協議していく。

■再質問

音威子府村は木彫刻家砂澤ビツキが、岩内町は孤高の画家の木田金次郎が制作活動をした町。具体的に美術科創設に向けてどのように協議を進めていくのか。

■教育長

関係する団体に対し、主体的・積極的に協議していく。



一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP
<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもつて確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

令和3年9月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いています。また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にあります。今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全と安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わず北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会資本の整備を図ることが必要であります。この中で、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 国土強靭化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
2. 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
3. 「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うためのメンテナンスマネジメントを確立し、新広域道路計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
4. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域で暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
5. 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時に充実に充てること。また、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
6. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化和するなど、地方負担の軽減を図ること。
7. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
8. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業に必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
9. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や、準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政・技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
10. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
11. 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靭化担当大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特別措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところでありますが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要であります。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

議 会 日 誌

8月 5日	岩内町戦没者追悼式	9月 3日	第3回定例会招集、
11日	原子力発電所問題特別委員会		決算特別委員会招集
24日	後志町村議会議長会役員会	6日	決算特別委員会
25日	原子力発電所問題特別委員会	13日～17日	第3回定例会再開
26日	社会文教委員会		
27日	建設産業委員会	10月 4日	共同募金運動街頭募金
30日	総務委員会	14日	建設産業委員会
31日	議会運営委員会		

編 集 後 記

「議会だより154号」をお届けいたします。第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)